

令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	障害者や支援者に関する研修会の郡内地域等での開催について	障害者や支援者に関する研修会が、国中地域で開催されることが多く、郡内地域等からは交通手段(費用も含め)を確保し参加するには不便がある。また、県内の福祉サービスにも地域により偏りがあり、地域格差の解消のためにも県内各地での開催を検討していただきたい。	山梨県手をつなぐ育成会	令和2年度、同行援護従事者養成研修を郡内地域で実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、中止となったところです。 また、相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修などの施設職員向けの研修会については、オンラインで県域全体で参加できるよう実施致しました。 障害者や支援者においては、オンラインでの対応が困難な方もいることから、引き続き、郡内地域等での研修会実施について検討して参ります。 また、郡内地域に障害福祉サービスが不足している状況については、管内市町村と連携しながら、民間事業者の参入を働きかけているところです。
2	防災新館1階のバリアフリー化について	学習会や講演会、交流会会場として活用する防災新館のバリアフリー化については毎年要望を重ねた結果、トイレの点字表示や音声案内などいくつかの改善がはかられ感謝しているところであるが、私たちの最も利用頻度の高い交流室周辺のバリアフリー化はほとんど進んでいない。そこで、引き続き以下の事柄をお願いしたい。 (1) 正面玄関の位置がわかるよう、シグナルエイドに反応する音声案内装置を設置(誘導ブロックはあるが、盲導犬ユーザーはの上を歩かない) (2) 館内誘導ブロック(突点の低い屋内用ブロックまたは歩導君など車椅子やベビーカーの妨げにならない物)を設置し、事務室や交流室、オープンスクエアやオープンカフェなどへの安全な移動環境の整備 (3) 事務室、交流室やオープンスクエア入り口の点字表示 特に、交流室に向かう誘導ブロックについては、景観との兼ね合いから敷設が困難との回答もお聞きしているが、私たち視覚障がい者には到底納得できるものではない。改正障がい者幸住条例が施行されて4年、合理的配慮の速やかな実施を強く望む。	山梨県視覚障がい者福祉協会	他の県立施設での導入実績が少ないところではあります。様々な利用者の御意見を伺いながら慎重に検討して参ります。 交流室周辺の通路は幅が狭く、点字ブロックの設置に伴いベビーカーや車いす利用者が通行する際の影響も考慮する必要があるため、様々な利用者の御意見を伺いながら、令和3年度中には整備を実施して参ります。 オープンカフェ側入口には、点字付きの音声案内板を設置し、係員の呼び出しボタンも備えておりますので、御活用ください。
3	情報環境の整備について	視覚障がい者の日常生活のバリアの一つとして、文字の読み書きなどの情報処理の問題がある。特に視覚障がい者のみの家庭では、生活に密着した大切な書類の発信元や内容を確認することができない。ヘルパーの方に代読をお願いするとしても、個人情報観点からも問題があり、必要な情報を自力で読みたいというのが長年の願いである。近年、視覚障がい者の情報取得環境は見え方や年齢により点字、拡大文字、音声コード、パソコンやスマートフォンの活用など様々である。視覚障がい者への県からの情報提供に当たっては、会議資料や送付書類の点字化や拡大文字化、音声コードの添付や発信元の点字表示、メールなど電子データによる資料の提供など個々のニーズに応じた柔軟な対応の取り組みを引き続きお願いするとともに、各市町村や民間等への普及につなげてほしい。また、パソコンやスマートフォンの普及に伴い、視覚障がい者のWebページの利用も増大している。ホームページにはPdfファイルにテキストファイルを必ず併記するなど、さらなるウェブアクセシビリティのバリアフリー化とその普及に努めていただきたい。また、県への要望に対する回答文書も、テキストファイルでいただけると幸甚である。	山梨県視覚障がい者福祉協会	視覚障がい者への県からの情報提供に当たっては、引き続き、個々のニーズに応じた柔軟な取り組みを行うとともに、市町村や医療機関に対しても同様に取り組みが進められるよう普及して参ります。 また、県のホームページについては、「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日本工業規格に定められた高位の適合レベルに準拠するよう、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでおり、ホームページ作成研修会において、その趣旨を周知徹底して参ります。
4	移動環境の整備について (1) タクシー利用券補助制度の充実及び福祉有償運送制度の充実について	バスや鉄道環境の貧弱な本県では、視覚障がい者の移動にはタクシーの利用が不可欠である。現在、タクシー利用券補助事業として年間24枚分支給されていることは喜ばしいことであるが、まだまだ通院や買い物など日常生活にとっては十分な枚数とはいえない。また、手帳の等級が3級以下であっても車の運転はできないので、このような弱者も日常の足としてタクシーが利用できるよう給付対象の拡大を強く要望する。なお、県補助基準額は、普通車初乗り料金660円当時に定められたものであるが、現状は普通車初乗り料金740円となっており、現状に即した補助金額への改定をお願いしたい。 移動の手段としてもう一つ制度の充実が望まれるのは福祉有償運送制度であるが、県内にはこの制度に消極的な市町村があり、まだ一部の地域でしか運用されていない。同制度は、社会参加の大変大きな支えとなっている。住んでいる地域に関係なくこの制度が利用できるよう、全市町村への制度実施に向けた県からの働きかけをお願いしたい。視覚障がい者の自立・社会参加の推進には、鉄道や路線バス運賃相当額で利用できる移動手段が不可欠であり、これら二つは県障がい者幸住条例に掲げられている移動に関する合理的配慮にも該当するものと思われる。	山梨県視覚障がい者福祉協会	県では市町村の行う補助事業に対して、市町村間の公平を図りつつ、県単独で助成しています。 障害福祉サービスに関する公費負担なども年々増加するなど、県及び市町村の厳しい財政事情から考えますと、国からの財政支援が限られている中で制度の拡充は大変困難であることをご理解ください。 また、福祉有償運送については、引き続き、各地区で開催される福祉有償運送運営協議会を通じて、福祉事業者等への働き掛けに努めて参ります。

令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
	(2) 同行援護従業者養成及び研修事業の充実と地域格差解消について	全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による交通事故が多発していることが社会的な問題となっており、安全な移動には同行援護従業者のサポートが不可欠である。しかし、実際に活動している同行援護従業者は少なく需要に充分追いついていないため、本制度を利用できない市町村は3分の2にも上り、これら地域での視覚障がい者の外出は極めて困難な状況である。また、近年は単独歩行が困難な中途視覚障がい者や重複障がい者の増加などでそのニーズは一層高まっており、このことが事態を一層深刻化している。同行援護従業者の養成と地域格差の解消は急務であり、県内すべての視覚障がい者が、いつでも安心して本制度を活用できる環境整備が強く望まれる。また、県主催である「同行援護従業者養成研修事業」が実施されていることは心強いが、今年度も引き続き同事業の継続実施を願うことに加え、甲府市以外での研修会をお願いしたい。これは、地域格差の解消にもつながるものと確信する。		同行援護事業所は、現在、県内に26事業所あり、各圏域に1事業所以上が整備されている状況です。今後、利用者の増加が見込まれることから、居宅介護事業者に対し参入を働きかけるとともに、市町村に対し地域生活支援事業(移動支援事業)の実施を要請しながら、県内すべての視覚障害者が安心して外出できる環境の整備を進めて参ります。 また、同行援護従事者養成研修については、山梨ライトハウスを指定研修機関として、平成26年度以降、延べ278名(一般課程178名、応用課程100名)の従事者を養成して参りました。引き続き研修を実施し、さらなる移動支援環境の充実を図って参ります。
5	視覚障がい者特別養護老人ホーム建設について	笛吹市春日居町の青い鳥老人ホーム建設計画が浮上した当時より、この件は本会の大きな要望事項の一つだが、残念ながらその実現には至っていない。いわゆる団塊の世代が高齢化し、年々視覚障がい者の高齢化が加速する中で要介護者が増加することは目に見えており、その必要性は一層増している。平成18年度から、国では地域密着型特養老人ホームの建設推進に力を入れているとのことだが、視覚障がい者にとっては、障がいの特性に充分配慮した施設・設備・サービスが求められ、国の方式ではニーズに充分答えられるかどうかはなほ疑問である。本県では、視覚障がい特性を充分把握している現在の青い鳥老人ホームに併設する形で設置していただけないかというのが私たちの率直な願いである。また、介護を必要としない高齢者が青い鳥老人ホームへの入所を希望しても、市町村の措置基準が厳しいため入所できないまま要介護状態になってしまう事例が増えている。しかし、一方では青い鳥老人ホームの定員割れが進んでいるという事実と割り切れなさを禁じ得ない。だれにも避けられない高齢化。視覚障がい者であっても、安心と安らぎに包まれた環境下で人生の終末期を迎えられるよう、法制度の見直しを含めた本要望の実現をお願いしたい。	山梨県視覚障がい者福祉協会	特別養護老人ホームの整備は、市町村が「介護保険事業計画」に必要な整備量を位置づけ、整備を進める仕組みとなっております。 県立青い鳥老人ホームは、介護保険が適用される「特定施設入居者生活介護」の指定を受けており、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供することが可能な施設となっております。 なお、既存の特別養護老人ホームは、視覚障害を理由に入所を拒否することが認められておりませんので、必要に応じて、視覚障害の特性を踏まえた適切な介護を行うよう指導して参ります。
6	地域活動費の充実について	当該受託事業では、視覚障がい者が地域活動を行うに必要な様々な研修を行うことにより、地域に住む障がい者との触れ合いが生まれ、同じ悩みを持つ者として励ましあい、助け合う場となってきた。研修は、社会参加をする上で欠かすことのできないマナー取得についてであったり、情報障がいを補うためのIT研修会や安全な移動を確保するための歩行訓練、さらに、健康な生活を送るための健康教室や料理研修会など、その必要性から非常に多岐に渡ってきた。しかし近年、事業費は大きく削減され、一時の20分の1となっている。以前に比べ、福祉が向上したとはいえ、地域の障がい者が社会活動を営んでいく上で、まだまだ乗り越えなければならないバリアが存在することも事実であり、地域活動事業が果たしてきた役割を考えると、是非、事業費を増額されるよう要望する。	山梨県視覚障がい者福祉協会	当該事業は、視覚に障害のある方の社会参加を促進するものであり、その重要性に鑑み、鋭意、工夫等行う中で確保に努めております。本県の厳しい財政状況において、増額は難しい状態にありますが、他事業との連携や、関係機関との協力により、障害のある方の社会参加や地域活動の充実にも努めて参ります。
7	就労環境の改善・整備について	視覚障がい者にとって、職業的・経済的自立も長年に渡る問題である。従来、視覚障がい者の多くはあん摩マッサージ指圧師、はり師きゆうし(以下「あはき師」としてそれらの業に従事して生計を立ててきた。しかし、ご存じのようにここ数年、晴眼者のあはき業者進出や無資格医業類似業者の急増など、視覚障がい者の就業者にとっては逆風が吹き荒れている。とりわけ、無資格者の横行により有資格者の生計が著しく脅かされている実態は看過しがたく、到底納得できるものではない。無資格者の施術行為によって健康被害を受けた事例も多数報告されている。 山視福協では、今年度も県民の健康を守るという意味合いも込めて8月の9日はりきゆうの日に合わせ無資格者撲滅キャンペーンを計画しているので、是非県の協力をお願いしたい。 次に、「視覚障がい者就労支援センター」設立に関する要望であるが、有資格者のあはき師であっても県民の健康と疾病の予防治療を目的とする以上、常にそのスキルアップが求められている。時代のニーズに対応するための再教育や再訓練など、資質の向上をはかる場が必要である。 一方で、視覚障がい者の就労支援に関するニーズは、重度障がい者や重複障がい者への就労支援や中途障がい者の職場復帰に関する相談や訓練など多岐に渡っている。このような観点から、様々な機能を合わせ持つ「視覚障がい者就労支援センター」の設立の必要性を痛感している。全国的にもこのような施設の設立を求める声が高まりつつある。本県には4箇所の障がい者就業支援センターが存在するが、視覚障がい者には対応できていないのが現状である。現青い鳥ホームの改組なども視野に入れた視覚障がい者に対応した就労支援センターの設立を切に要望する。	山梨県視覚障がい者福祉協会	8月の針灸の日に合わせた無資格者撲滅キャンペーンについては、これまで同様、貴協会からお声掛けをいただく中で、令和3年度も協力して参ります。 また、「視覚障がい者就労支援センター」の設立については、県内に4箇所ある障害者就業・生活支援センターにおいて、身体・知的・精神障害者、その中でも重度や重複の障害者など、様々な障害者の企業等への就労支援と生活支援を総合的かつ一体的に支援しております。 視覚障害者のニーズにも専門的な対応が可能となるよう、引き続き障害者就業・生活支援センターにおける支援体制の充実・向上にも努めて参ります。
8	県内ローカル放送の字幕化とバリアフリー化について	全国ネット放送局が作成した番組には字幕が付与されていることが多いが、ローカル放送局となると字幕付与の割合が低い状況です。ローカル放送局は2027年度までに放送総時間に対する字幕付与率80%を目標しているとのことですが、地方に住む聴覚障害者は十分に情報享受できない状況が続いており不便です。 山梨も同じであり、NHK甲府放送局、山梨放送、テレビ山梨のニュース番組は、字幕が付加されていません。コロナウイルス感染対策や災害対策の情報を知るためにも、字幕の付与を要望いたします。	山梨県聴覚障害者協会	テレビ放送での字幕表示等については、とても有意義なものであり、放送事業者に対する働き掛けが重要と考えますので、引き続き、事業者に対し、障害者差別解消法の趣旨や障害や障害のある方への理解を深めていただく取り組みを進める中で、事業者の御理解と御協力を得られるよう努めて参ります。

令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
9	すべての山梨県知事会見における手話通訳配置について	山梨県知事会見における手話通訳配置について、令和2年3月から手話通訳が配置されていましたが、最近では手話通訳の配置が減ってきたようです。県知事会見は、県民に県の取り組みを伝える大切な場であり、コロナウイルス感染拡大防止や災害に関する正確な情報が伝わることで、自分で命を守ることに繋がります。 会見テーマには関係なく、すべての山梨県知事会見を行う際には、手話通訳配置を要望いたします。	山梨県聴覚障害者協会	現在、新型コロナウイルス感染症に関する知事記者会見では、手話通訳者を配置しておりますが、今後は、すべての知事記者会見において手話通訳者の配置が行えるよう努めて参ります。
10	障害児者のための支援サービスの強化について	やまなし障害児・障害者プラン(以下「プラン」)において、「同センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、小児リハビリテーション機能や外来医療などの更なる充実を図ります。」とされているが、福祉人材の育成確保が進まない(H30進捗率58%)ことから、同センターのリハビリテーション科の人員は慢性的に不足しており、定員15人に対し、常に7～8人程度しか利用できない状況になっている。 「プラン」に掲げた通り、同センターにおいて障害のある子どもの重度化・重複化への対応を図るとともに、リハビリテーション機能や外来医療の充実を図ってほしい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	近年、障害のある子どもの重度化・重複化に適切に対応するとともに、あけぼの医療福祉センターの小児リハビリテーションや外来の機能の充実を図るため、毎年度、退職補充や欠員補充のため必要な職員を採用しています。今後も業務内容、業務量等を十分勘案し、必要な人材の確保に努めて参ります。
11	医療的ケアを要する障害児(者)への支援について	やまなし障害児・障害者プラン(以下「プラン」)において、「医療的ケアを要する障害児(者)の利用ニーズを的確に把握し…中略…必要な支援を促進します。」また「医療的ケアを要する障害児(者)を地域で支えられるようにするため、市町村に対して必要な障害福祉サービスなどの提供体制の整備を促進します。」としている。 しかしながら、サービスを提供できる施設は限られ、サービス提供体制の整備は進んでいないのが現状である。 「プラン」の実現に向け適切な対応を要望する。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	医療的ケア児(者)を地域で支えるため、各市町村(または、各障害保健福祉圏域)に協議の場の設置を促すとともに、山梨県医療的ケア児(者)支援検討会議を設置し、市町村や関係機関等と連携しながら支援のあり方について協議を行って参りました。 検討会議での協議内容を踏まえ、医療的ケア児(者)を支える人材育成を令和元年度から実施しております。また、民間事業者等が行う医療的ケア児(者)を支援する事業所の開設にあたって、山梨県障害児(者)施設整備費補助金により支援を行うなど、整備を促進して参ります。 また、令和2年11月補正において、医療型短期入所事業所の開設を支援する業務委託費を予算計上致しました。
12	障害者スポーツの一層の普及、強化について	全国障害者スポーツ大会では、12の団体競技が行われているが、現在、山梨県は、6競技へのエントリーが精一杯の状況である。 これは、大会への出場結果という意味の他、本来的に障害者にスポーツがどう普及しているのか、これを支援する体制がどう整っているかを表す指標ともなるものである。 山梨県においては、2031年に全国大会の開催が予定される場所でもあり、これを旨とした計画的な取り組みが必要である。 このため、東京オリ・パラに向けては出来なかった計画的、効果的な取り組みが、関係者の総力で取り組んでいけるよう、計画的、積極的な取り組みをお願いするとともに、今後の具体的な方針についてご教示いただきたい。	山梨県障害者スポーツ協会	令和元年度全国障害者スポーツ大会の団体競技においては、本県では6競技にエントリーしているところであります。 全国障害者スポーツ大会の本県での開催に向けては、今後、関係団体等と連携を図りながら必要な手続きについて検討を進めて参りたいと考えています。 また、R2年度から回数を増やして実施している交流教室や、R3年度実施する用具貸出整備への支援などによって参加機会を充実させ、まずは障害者スポーツの裾野を広げるとともに、全国障害者スポーツ大会に向けた強化練習や選手の掘り起しを行うなど、競技力の向上を図って参ります。
13	小瀬、緑が丘スポーツ公園体育施設への障害者スポーツ用具の設置について	現在、県等のスポーツ施設に、サウンドテーブルテニス台やゴールボールのゴールなどの障害者スポーツ用具の設置がないことから、福祉プラザや支援学校など体育施設以外で練習等を行わなければならない。 STT(サウンドテーブルテニス)台の取り扱いに至っては、保管場所もないことから、協会所有の1台については、小瀬・中銀スタジアム2階の倉庫に収納しているが、練習のためには、8人ほどで降ろさなくてはならないため、視覚障がい者が利用できない環境にある。 スポーツ基本法にも盛り込まれている「自主的に、積極的にスポーツができる配慮」が必要であり、この点についての県の考え方をご教示いただくとともに、障害者スポーツ用具の設置を要望する。 併せて、夜間などでも障害者が安全に集まることができ、当該用具が安全に使用できる運動環境の整備を要望する。	山梨県障害者スポーツ協会	県立スポーツ施設については、障害のあるなしにかかわらず、全ての県民が利用する施設として運営しているところであり、障害のある方が利用する際には、指定管理団体の職員が運搬などのサポートを行っているところです。 また、障害者の参加機会の拡大に向けて、貸出用スポーツ用具の整備について貴団体への支援措置を講じるとともに、特別支援学校を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりの推進に取り組んで参りたいと考えております。
14	障害者スポーツ競技のアスリート養成・強化について	障害者スポーツについても、より多くの方々への普及啓発と、パラリンピックを頂点とした競技スポーツへの選手強化などが、相乗的に効果を発揮しながら振興される。 スポーツ指導員による普及啓発が推進されるなどにより、H29年度においても、知的バスケでは、2名の全日本候補選手を輩出している他、水泳競技などにおいても、パラリンピック出場を期待される選手が活躍している。 今後、県においては、国体に向けて目標設定の上で選手強化が行われているように、障害者スポーツについても各種の目標設定を行うとともに、この達成のため、全日本や世界大会、更には、パラリンピック出場に向けても、指導強化、合宿遠征、大会参加等を通じた選手強化を図るため、障害者スポーツ協会をはじめ、各障害者スポーツの競技団体に対する支援措置を講じていただきたい。 また、支援に対する県の考え方や検討状況についてご教示いただきたい。	山梨県障害者スポーツ協会	パラリンピックやデフリンピック等の全国的・国際的大会への参加に向け中央競技団体が行うアスリートへの支援に加え、県として実施すべき支援の在り方について、本県の障害者スポーツの現状や他県の事例などを参考にしながら研究を進めて参ります。

令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
15	全国障害者スポーツ大会に向けての競技別指導者の派遣について	<p>2031年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、計画的に選手強化を進めていく必要があるが、全国大会で実施される競技は、本県で実施しているスポーツ大会などに比べると競技性が高く、競技規則も一般と同じ競技団体の規則で行われる場合が多いため、その競技の専門的技術的な指導が必要となっている。</p> <p>しかしながら、障害者スポーツ指導員は元来障害者の特性を理解した上で、スポーツの場を作り、地域や組織とつなげるスポーツの基盤づくりがその役割であり、技術的な指導ができる指導員は多くない。</p> <p>このため、全国大会の競技種目である陸上やバスケットボールなどにおいて、障害者スポーツ指導員と連携をとりながら各競技の技術的指導が可能な指導者の派遣をお願いしたい。</p>	山梨県障害者スポーツ協会	<p>県では、「全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金」として、全国障害者スポーツ大会に向けた貴協会の強化練習費を支援しているところですが、本補助金は指導者派遣に要する費用も補助対象としています。</p> <p>また、県スポーツ協会では、スポーツ指導者バンク事業として、希望団体からの要望に応じて指導者を紹介・派遣する制度を設けております。</p>
16	相互理解促進のための啓発・広報活動の推進について	<p>障害者週間には、福祉ふれあい会議において、障害福祉課のご協力もいただき甲府駅及びイオンモールにおいて街頭啓発活動を実施しているところである。</p> <p>しかしながら、これが唯一の街頭啓発機会であるものの啓発物品などについても参加団体の会費に頼りしかなく、県民の皆さんに関心を誘えるような効果的な啓発物品等の用意はできず、呼びかけにもなかなか苦慮しているところである。</p> <p>行政、民間一体となって効果的に行えるよう、是非とも最低限の物品等が確保できるような支援をお願いしたい。</p> <p>また、相互理解の促進のためには、障害のある人となない人が交流できる場をつくっていくことが重要である。単にバラスポーツの紹介ではなく、人と人が交流できるような機会づくりを是非、積極的に工夫して実施していただきたい。</p> <p>更に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が制定され、山梨県幸住条例も改正、施行されたものの未だ社会のバリアは存在しており、国では、東京オリ・パラ2020に向けても、障害者差別の解消や障害者への偏見を無くす「心のバリアフリー」の推進を図っているところであり、県においてもまさしくレガシーとなるような具体的な事業を果敢に実施されるとともに、市町村支援等を積極的に推進していただきたい。</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>障害者週間の普及啓発に係る街頭キャンペーンについては、県障害者福祉協会や県障害者福祉ふれあい会議の皆様の主体的な意思に基づき、広く県民に障害や障害のある方への理解を広めるため、長年に渡り実施してきたところであります。</p> <p>この取り組みがより一層効果的に行われるよう、配布物の印刷など、工夫を行いながら支援して参ります。</p> <p>また、スポーツを通じて障害のある人となない人が交流できる機会づくりとして、これまで甲府市内のイベントに合わせ開催していた交流教室に加え、令和2年度からは開催地を県内4地域に拡大するとともに、回数も大幅に増やして交流教室を実施しております。</p>
17	防災対策の推進について	<p>多様な障害や障害当事者のおかれた実情や希望を生かした防災対策が立案、実施されるよう市町村との意見交換の機会が、一昨年度末の峡東地域を皮切りに順次5地域において設けられ、非常に有意義なものとなった。</p> <p>今後はこれをきっかけに、各地域において県や市町村の防災担当者との情報交換や連携が推進され、障害者にもわかりやすく効果的な防災対策が進むことが期待されることである。</p> <p>今後、県におかれては、特に避難行動等要支援者に係る次の事項の具体的な取り組みについて、当事者や当事者団体等における理解の推進が図られるよう、市町村等と連携し進捗管理に当たられるとともに、当事者等に対する丁寧な情報提供や説明をお願いする。</p> <p>更に、当事者や家族等が、このような基本的な仕組みや市町村の状況を理解した上で、災害が起こる前に何をしておけばいいのか、発災したらどうすればいいのかなど、行政や地域と一体となった具体的な行動計画の周知を進めていただきたい。</p> <p>◇ 市町村における取り組みの基本的な内容と進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者名簿整備について ・個人情報利用の確認について ・個別支援計画の作成について ・安否確認の体制、避難を支援する体制について ・指定避難所、福祉避難所の体制、避難所以外での対応について ・避難訓練等の実施について <p>◇ 発災の場合の具体的な行動計画について</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>避難所の運営や要配慮者名簿の整備、更には、発災時等の具体的な対応は、災害対策基本法において、各市町村が実施することと定められておりますので、市町村からの要請に基づき、市町村の取り組みに対し、必要な支援や協力を行って参ります。</p> <p>また、山梨県社会福祉協議会等が市町村と連携して行う福祉避難所の設置・運営に関する訓練について、障害のある方が参加できるよう引き続き、検討して参ります。</p> <p>さらに、民生委員・児童委員を対象とした研修会を通じて、災害時における要支援者のための取組への理解を促進するとともに、県内の福祉関係者やNPO法人などを対象にしたフォーラムの開催を通じ、災害時の要配慮者への支援等を学ぶ機会を提供し、普及啓発を図って参ります。</p>

令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
18	山梨県における障害者雇用の促進について	<p>県においては、一昨年明らかとなった障害者雇用の不適正な実態の改善に努められているところだが、自治体はそもそも、共生社会の実現への取り組みを先導し、民間を指導する立場であることから、引き続き積極的な取り組みが行われるよう要望する。</p> <p>また、雇用の状況や雇用環境の状況等について、定期的な公表を要望する。</p> <p>更に、重度障害者の在宅就労など、多様な働き方を支援する仕組みや制度を検討されるとともに、その状況を公表願いたい。</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>障害者雇用の推進にあたっては、改正障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者が働きやすく、継続して働き続けることができる職場づくり等を目的とした「障害者活躍推進計画」を作成し、令和2年度より取り組んでおります。</p> <p>障害のある方がそれぞれの個性や能力を最大限に発揮できることが重要であるため、様々なニーズに対応できるよう、正規職員、会計年度任用職員を組み合わせ採用拡大を図っております。</p> <p>正規職員は、令和元年度より、これまでの身体障害者限定の形から、障害種別にかかわらず受験できるよう見直し実施しているところであり、会計年度任用職員についても、新たな雇用枠を検討し、随時、募集を行ってまいります。</p> <p>また、雇用状況の公表についても、法に基づいた対応を、適宜行って参ります。</p> <p>さらに、多様な働き方への支援についても、令和元年7月から自宅でのテレワークや勤務時間を弾力的に設定できる制度を導入し、令和2年度、運用を拡大したところであり、今後、こうした取り組みを着実に進めて参ります。</p> <p>令和3年3月から、法定雇用率が0.1%引き上げとなり、地方自治体においては2.6%(教育委員会においては2.5%)となります。引き続き、積極的に取り組み、障害のある方の自立と社会参加を推進して参ります。</p>
19	文化芸術活動を通じた社会参加への支援について	<p>文化芸術活動については、障害者文化展や障害者の主張大会、障害者芸術・文化祭の開催などとともに、ふれあい創作活動が推進され、更には、アール・ブリュットの普及に向けた取り組みも進められている。</p> <p>そのような中、県においては、文化芸術基本法の改正を契機として、また、昨年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」も勘案され、山梨県文化芸術基本条例を制定、施行されたことには、大きな期待を寄せるところである。</p> <p>については、今後の計画づくりや事業の実施に当たっては、具体的な障害者の活動の状況や必要な環境整備の状況など十分に調査分析されるとともに、今までなかなか光が当たらず支援の手が届いていない「文芸」などの分野についても積極的な取り組みが行われるよう要望する。</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>障害のある作家・市町村・障害福祉施設などを対象に実施したアンケート調査を分析し、また、関係団体のご意見を伺いながら、令和3年3月、山梨県障害者文化芸術活動推進計画を策定いたしました。</p> <p>計画に基づき、文芸などを含めた幅広い文化芸術分野の鑑賞、創造、発表の機会の確保、作家を理解し支援を行う人材の育成、文化芸術を通じた交流や障害者理解など、障害のある方の行う文化芸術の取り組みを積極的に支援し、その活動が広がるよう進めて参ります。</p>
20	山梨県障害者結婚祝品贈呈事業の対象者の拡大について	<p>障害者にとって結婚は多くの困難を乗り越えてたどり着くものである。現在実施している「山梨県障害者結婚祝品贈呈事業」はこうした困難を乗り越えて結婚にたどり着いた障害者を祝福・激励するとともに他の障害者の希望となるよう祝品を贈っており、多くの障害者の結婚に向けた活動の支えとなっている。</p> <p>しかしながら、その対象は、どちらか一方が、身体障害者は3級、知的障害者はB1、精神障害が2級以上とされていることから、基準に満たない障害者同士が結婚しても事業の対象とならないこととなってしまう。</p> <p>障害者同士の結婚は、その後の生活においても多くの困難を乗り越えていかなければならないことが容易に想像できるものであり、また、他の障害者や関係者にとっても大きな希望となるものである。</p> <p>このため、障害者同士の結婚についても事業の対象となるよう要綱の改正をお願いする。</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>障害者結婚相談等事業は、出会いの場(ひまわりの集い)などにより、これまで多くの障害のある方が結婚され、障害者の自立生活の支援が図られているところですが、</p> <p>要望については、他県の類似事業の例を参考にしながら、対象拡大の具体的な内容などを協議させていただきます。</p>